代金債権融資を拡充

中小・中堅の資金繰り改善

国交省　経済対策受け　未完成部分も早期現金化

政府・与党の総合経済対策を決定したのを受け、国土交通省は地域の建設業の緊急支援対策に取り組む。金融機関の融資姿勢の厳格化などで苦況にある建設業者の資金繰りを円滑化するため、中堅・中小建設業者を対象に、公共工事の請負代金債権と下請セーフティネット債務保証事業を利用した融資制度を拡充。建設業振興基金に加え、新たに保証事業会社も債務保証を行うようにすることで、工事の出来高を超える部分の代金債権も利用した融資を受けられるようにする。企業側にとっては、未完成部分を含めて工事代金のかなりの部分が早期に現金化できるようになり、中堅・中小建設業者の資金繰り改善につながりそうだ。地方金融機関へのPRなどを行い、11月から融資を受けられる体制を整える＝4面に関連記事。

下請セーフティネット債務保証事業を利用した融資は、建設業者が公共工事の発注者から将来受け取る請負代金の債権を事業協同組合などに譲渡。これを担保に組合などが金融機関から借り入れた資金を転貸融資する仕組み。信頼性の高い公共工事の請負代金債権を担保に使う上、さらに金融機関からの借り入れに建設業振興基金が債務保証することで資金調達コストを低く抑えられる。

新たなスキーム＝図参照＝ではまず、事業協同組合だけでなく、一定の民間事業者も建設業者から工事代金債権を譲り受けてこれを担保に金融機関から転貸資金を借り入れられるようにし、制度を利用しやすくする。対象となる民間事業者としては、専門知識や財政基盤を持つ保証事業会社や地方銀行の子会社を想定している。

現行スキームでは、建設業者は工事の出来高部分の範囲でしか融資を受けられなかったが、保証事業会社が新たに債務保証に加わることで、出来高を超える部分についても融資を受けられるようにする。建設業に精通した保証事業会社が債務保証を行うことで、出来高を超える部分についても金融機関が安心して融資できるようになるとみている。

新スキームを利用すれば、建設業者は発注者から将来受け取る工事代金の9割程度を融資の形で早期に現金化できる可能性もあるという。国交省の小澤敬一建設流通政策審議官は「公共工事の請負代金債権を活用し、建設業に精通した機関が保証する仕組みなので、地方の金融機関は信用して建設業に融資をしてほしい」と話している。

建設業の緊急支援対策は▽資金調達の円滑化▽経営力の強化▽入札契約制度の改革―で構成される。

国交省は総務省とも連携し、公共工事の前払金の割合引き上げや地域の建設業の資金繰りの円滑化、さらには歩切りの撤廃や最低制限価格の見直しなどを自治体に緊急要請する考えだ。

地域建設業緊急金融支援事業（案）

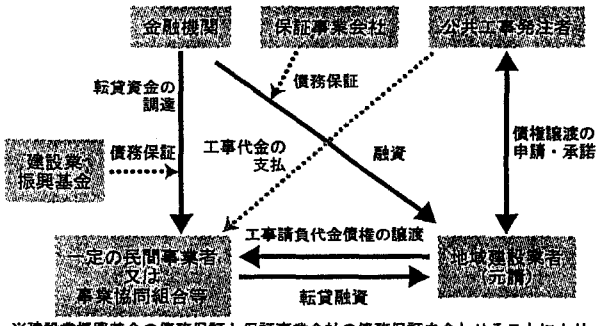

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることにより出来高を超える部分を含め融資